

第六回 参議院郵政委員会會議錄第一号

(一一)

昭和二十四年十月二十八日(金曜日)

午前十時二十五分開会

十月二十六日(水曜日) 議長において
本委員を左の通り指名した。

下條 恭兵君
大屋 晋三君
山田 佐一君

奥 主一郎君
稻垣平太郎君

佐伯卯四郎君
松平 恒雄君

渡邊 甚吉君

同日議長は左の者を委員長に指名した。

山田 佐一君

本日の會議に付した事件
○理事の互選

○委員長(山田佐一君) 只今から郵政
委員会を開会をいたします。

参議院規則第三十條によつて理事の
互選を行います。互選の方法はいかが
取計らいましょうか。

○奥主一郎君 本委員会における理事
の数はこれは二名とし、互選について
は投票を用いず委員長にその指名を一
任することの動議を提出いたします。

○下條恭兵君 奥君の動議に賛成いた
します。

○委員長(山田佐一君) 奥主一郎君の
動議に御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山田佐一君) 御異議ないと
認めます。それでは私から下條恭兵
君、渡邊甚吉君を理事に指名いたしま

す。本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 山田 佐一君
理事 下條 恭兵君
委員 奥 主一郎君
稻垣平太郎君

十月二十六日本委員会に左の事件を付
託された。

一、郵便物運送委託法案

郵便物運送委託法案

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 業務委託の方法

第一節 競争契約又は隨意契約に
よる場合(第三條・第七條)

第二節 郵政大臣の要求による場
合(第八條・第十五條)

第三章 運送等の業務の取扱(第十
六條・第二十條)

第四章 罰則(第二十一條・第二十
四條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政大臣が郵便
物の取集、運送及び配達(以下「運送
等」といふ。)を運送業者等に委託す
る場合に關し必要な事項を定め、も
つて郵便物の運送等を適正且つ円滑
にすることを目的とする。

(運送等を委託する場合)

第二條 郵政大臣は、郵便物の運送等

を他に委託することが経済的であり
且つ、郵便物の運送等に関する業務
に支障がないと認めるときは、この
法律に定めるところに従い、これを
他に委託することができる。

第二章 業務委託の方法

第一節 競争契約又は隨意契
約による場合

第三條 郵政大臣は、郵便物の運送等
を委託する場合には、競争による契
約によらなければならない。

但し、次條及び第八條に規定する場
合は、この限りでない。

2 前項の規定による競争に加わら
うとする者は、郵政大臣において、運
送等に関し必要な能力を有し且つそ
の者にその業務を行わせても支障が
生じないと認める者でなければなら
ない。

(隨意契約)

第四條 郵政大臣は、左に掲げる場合
に限り、隨意契約により郵便物の運
送等を委託することができる。

この場合においては、會計法(昭和
二十二年法律第三十五号)第二十九
條但書の規定にかかわらず、大蔵大
臣に協議することを要しない。

一 競争に応ずる者がいないとき、又
は競落者がいないとき。

二 競落者が契約を結ばないとき。

三 契約者がその契約に定められた
事項を行わないため、他の者に委
託する必要が生じたとき。

四 郵便物の運送等のため必要とす

る種類の運送施設により運送事業
を営む者が、第八條第一項第一号
から第三号までに掲げる者に該当
し、且つ、その数が該当区間に二
以上ない場合において、その者の
現に運営する運送施設を利用する
とき。

五 動力による運送施設を使用しな
いで、主として労力により郵便物
の運送等をするとき。

六 災害その他の事由により臨時に
郵便物の運送等をする必要がある
とき。

2 前項の規定による隨意契約は、同
項第一号の場合にあつては最初競争
に付するとき定めた価格、同項第二
号の場合にあつては当該競落者の落
札金額、同項第三号の場合にあつて
は当該契約者について定めた契約金
額をこえる契約金額で締結すること
ができ、且つ、その他の條件(期
限を除く。)を変更して締結するこ
とができない。

(運送料金の基準)

第五條 第八條第一項に掲げる者が前
二條の規定により郵便物を運送する
場合における運送料金は、郵便物の
運送原価に公正妥当な利潤を加えた
金額を基準としなければならない。

但し、その者が、資本金の全額を政
府が出資する運送事業者又は地方公
共団体であるときは、郵便物の運送
料金は、その運送原価を基準としな
ければならない。

2 前項の運送料金の基準は、運輸大
臣があらかじめ郵政大臣に協議し

て、運輸省設置法(昭和二十四年法
律第五十七号)第五條に規定する
運輸審議会にはかり、その決定を尊
重して定める。

3 運輸大臣が、運送料金の基準の委
更に基いて運輸省設置法第七條の規
定に基いて運輸審議会から勧告を受
けたときは、郵政大臣に通知して、
その勧告に基きこれを変更すること
ができる。

(運送に關する法令による用途外使
用の制限に關する特例)

第六條 郵便物の運送等のため必要と
する種類の運送施設により一定の区
間に運送事業を営む者がない場合
において、その区間に自己の用に供す
るため当該運送施設を運送する者は
郵政大臣と第三條又は第四條の契約
を締結して郵便物の運送等の業務を
行うことができる。

2 郵政大臣は、前項の契約をしよう
とするときは、あらかじめ運輸大臣
に協議しなければならない。

(運送等の契約の期間)

第七條 郵便物の運送等の契約の期間
は、四年以内とする。

第二節 郵政大臣の要求によ
る場合

(運送に關する要求)

第八條 左に掲げる者(以下「運送業
者」といふ。)は、この節に定めると
ころにより、郵政大臣の要求がある
ときは、郵便物の運送をし、又は郵
便物の運送に關し必要な行為をしな
ければならない。

- 一 日本国有鉄道
 - 二 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）による地方鉄道業者
 - 三 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者
 - 四 一般交通の用に供するため航路を定期に船舶を運行して運送業を営む者
 - 五 路線を定める一般自動車運送事業を営む者
 - 六 索道事業を営む者
 - 七 前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定期に舟車馬を運行して運送業を営む者
- 郵政大臣がこの節の規定に従つてする要求は、運送業者との間に第三條若しくは第四條の契約が成立しないとき又は第三條若しくは第四條の契約により郵便物の運送を行う運送業者が契約で定めた事項を履行しないときにおいて当該運送業者に對しする場合に限り、且つ、郵便物の適正且つ円滑な運送を行うため必要な最少限度のもので、この節に別段の定がある場合を除くの外、当該運送業者に特別の義務を課さないものでなければならぬ。
- 3 郵政大臣がこの節の規定に従つてする要求により運送業者に業務を行わせる期間は、一年をこえるものであつてはならない。
 - 4 郵政大臣は、運送業者に對しこの節の規定に従つて郵便物の運送に関する要求をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならぬ。
 - 5 郵政大臣は、運送業者に對しこの節の規定に従つて郵便物の運送に関する要求をする場合には、緊急やむを得ない場合を除くの外、三十日を下らない範囲でその実施に必要な準備期間を置かなければならない。
- （郵便車等の供給）
- 第九條 鉄道により運送事業を営む運送業者（以下「鉄道運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期の列車に、郵便物の運送に必要な設備を有する車両（以下「郵便車」という。）を連結して郵便物を運送しなければならない。
- 2 鉄道運送業者は、郵便物が多量のため又は災害等のため定期の列車によつては郵便物の運送をすることができない場合において、郵政大臣の要求があるときは、臨時に定期の列車以外の列車に郵便車又はこれに代る車両を連結して郵便物の運送をしなければならない。
- 3 前二項の場合において、郵政大臣は、鉄道運送業者が連結する郵便車又はこれに代る車両の容積が当該列車ごとに、列車定数の総容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。
- 4 鉄道運送業者は、第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両の台枠が木造のものであるときは、緊急やむを得ない場合を除くの外、これを木造以外の台枠を有する車両間に連結してはならない。
- 5 鉄道運送業者が第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両は、客車と同一程度の強度を有し、且つ、郵便車にあつては郵政大臣の指定する様式のものでなければならぬ。

6 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、郵便車に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（郵便物の夜間受渡）

第十條 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸をする郵便物を郵便物の取扱に従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で郵便局に所属するものから受領して郵便車に乘務する郵便取扱員に引き渡し又は郵便車に乘務する郵便取扱員から受領して郵便局に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

（土地建物等の供給）

第十一條 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その運送する郵便物の積卸、保管その他の取扱のため必要な鉄道用地、停車場構内の建物、機器又は通信設備を郵政省の使用に供し、これに必要な電力を供給しなければならない。

（自動車の郵便物積載場所等の供給）

第十二條 路線を定める一般自動車運送事業を営む運送業者（以下「自動車運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期に運行する旅客自動車又は貨物自動車の一大部分を郵便物を積載する場所に充てて郵便物を運送しなければならない。

2 前項の場合において、郵政大臣は郵便物を積載する場所の床面積がその自動車の二に、旅客自動車にあつては定員の五分の一に相当する床面積、貨物自動車にあつては貨物を積載する床面積の三分の一をこえるような要求をすることができない。

3 自動車運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（船舶の郵便物積載場所等の供給）

第十三條 一般交通の用に供するため航路を定期に船舶を運行して運送事業を営む運送業者（以下「船舶運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、船舶の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の場合において、総トン数五十トン未満の船舶については、郵政大臣は、郵便物を積載する船舶の一定部分の容積がその船舶ごとに、旅客定員に相当する容積の五分の一又は貨物積載容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。

3 船舶運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（その他の運送の要求）

第十四條 第九條第一項及び第二項、第十二條第一項並びに前條第一項に掲げる場合の外、運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その要求する運送の種類、区間若しくは回数運送機関の発着時刻又は郵便物授受の方法により、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の要求は、当該運送業者の運送の施設、路線若しくは回数、運送機関の発着時刻その他運送の方法を變更するものであつてはならず、且つ、その運送に使用する当該車両又は船舶の容積又は床面積が第九條第三項、第十二條第二項又は前條第二項に定める限度をこえるものであつてはならない。

（補償金）

第十五條 運送業者がこの節に規定するところに従い、郵政大臣の要求に基き、郵便物を運送し、又は施設若しくは役務を提供したときは、郵政大臣は、当該運送業者に對し、相当の補償金を支拂わなければならない。

2 前項の補償金の額は、郵政大臣が運輸大臣に協議して定める。この場合において、郵便物の運送に對する補償金の額については、第五條第二項の規定により定める基準に基いて土地建物等を使用に供した場合の補償金の額については当該施設を賃借するにすれば通常支拂うべき賃借料を基準として、その他の場合の補償金の額については通常生ずべき損失の額を下らない額においてこれを定めなければならない。

第三章 運送等の業務の取扱

（運送等の業務取扱の基準）

第十六條 郵便物の運送等を行う者は郵便物の運送等を安全、正確且つ迅速に自ら行なわなければならない。

（郵便船車等の使用制限）

第十七條 何人も、もつぱら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び郵政大臣の発行する職務を行うための証明書所持する者以外の者又は物をのせてはならない。但し、当該運送業

者がその職員をして職務を行わせるためのせる場合は、この限りでない。

(郵便物の非常取扱)

第十八條 郵便物の運送等を行う者は災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止したときは、次項の場合を除き、すみやかにこれを継続する手段を講じなければならない。

2 郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中において、その運送等を停止した場合において、運送等の継続ができず、且つ、郵便取扱員がいなるときは、当該郵便物をすみやかにもよりの郵便局に送付しなければならない。

3 郵政大臣は、郵便物の運送等を行う者が前二項の規定による取扱をしたときは、これに要した費用を支拂わなければならない。

(郵便物の優先陸揚)

第十九條 船舶に積載した郵便物をその目的地において陸揚をする場合には、他の貨物に先だつてこれをしなければならぬ。

(発着日時の変更)

第二十條 郵便物の運送等を行う者は郵便物の運送等使用する運送機関であつてその発着日時を定めたものの日時を変更するときは、少くともその七日前までにその旨を郵政省に通知しなければならない。

2 郵便物の運送等を行う者が、災害

その他やむを得ない事由により、臨時に前項の発着日時を変更するときは、直ちにその旨を郵政省に通知しなければならない。

第四章 罰則

(郵便物を運送しない等の罪)

第二十一條 第九條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第十四條第一項の規定に違反してことさらに郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(郵便物の臨時運送をしない等の罪)

第二十二條 第九條第二項若しくは第四項、第十條、第十一條、第十七條又は第十八條第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

(優先陸揚をしない等の罪)

第二十三條 第十九條又は第二十條の規定に違反した者は、科料に処する。

(罰則規定)

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 鉄道船舶郵便法(明治三十三年法律第五十六号)は、廃止する。

3 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第 号)第五條第二項の規定による郵便物の運送料金の基準の設定

5 この法律施行の際郵便物の運送等を行つてゐる者と郵政大臣との間に現に存する郵便物の運送等に関する契約は、この法律施行のときにおいて、この法律の規定に基づき郵便物の運送等を行つてゐる者と郵政大臣との間に締結された契約とみなす。但し、その契約は、この法律施行の日から六箇月をこえて存続することができない。

十月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

第一條 郵政省は、くじびきによりお年玉として金品をつける郵便葉書(以下「お年玉つき郵便葉書」といふ。)を発行することができる。

2 前項の金品の金額及び価格の総額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五に相当する額をこえてはならない。

第二條 前條第一項の金品は、お年玉つき郵便葉書の受取人又はその一般承継人(お年玉つき郵便葉書が配達されなかつたときは、その購入者又はその一般承継人)に、もよりの郵便局において支拂い、又は交付する。

2 前項の支拂又は交付の手續は、郵政省令で定める。

第三條 前條の金品の支拂又は交付を受ける権利は、六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。

第四條 郵政省は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を郵便に關する料金に計算した額の郵便切手又は郵便葉書を發行することが出来る。

2 前項の団体は、郵政大臣が郵政審議会にはかつて指定する。

3 第一項の郵便切手又は郵便葉書には、同項の団体の名称又は記号及び寄附金の額を明確に表示しなければならない。

4 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において第一項の郵便切手又は郵便葉書を購入した者は、その購入によつて郵便切手又は郵便葉書に表示されている額の寄附金をその団体に寄附したものとす。

5 郵政省、郵便振替貯金の方法により前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく第一項の団体に交付しなければならない。

6 前項の規定により寄附金の交付を受けた団体は、第一項の郵便切手又は郵便葉書の発行及び売さばきのため郵政省において特に要した費用を郵政省に納付しなければならない。

7 前項の費用の額は、郵政省と第一項の団体との協議によつて定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十四年十一月八日印刷

昭和二十四年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所